

# 山中湖村 国土強靱化地域計画

概要版

## 1 国土強靱化地域計画とは

これまで、下記のような大災害により、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る事後対策が必要でした。しかし、過去の大災害を教訓に、事後対策の繰り返しを避け、最悪の事態を念頭に平時から備えを行うことが重要であり、どのような災害にも対応できる『強くしなやかな社会』を構築するために策定される計画です。

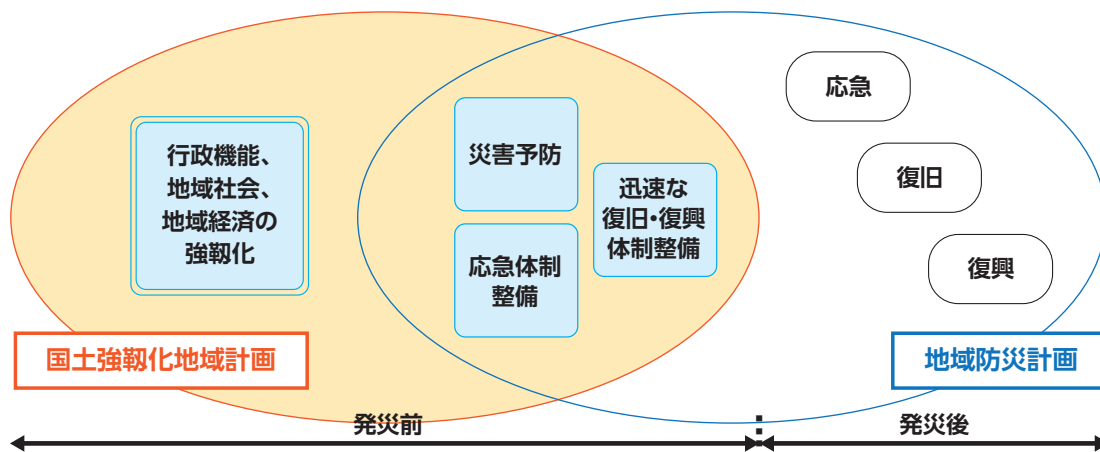
【対象とする災害】

地震(巨大地震を含む)風水害  
土砂災害 液状化 火山噴火  
暴風雪・雪害 複合災害

### 【国土強靱化の契機となった、過去の大災害】

阪神・淡路大震災(1995年)	東日本大震災(2011年)																				
<p>建築物・高架橋等の倒壊 市街地延焼火災の発生</p>  <p>阪神高速道路の高架橋の倒壊 (写真提供：神戸市)</p>	<p>大規模津波による被害 帰宅困難者の発生</p>  <p>消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動 (写真提供：仙台市)</p>																				
<p>耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ ⇒「減災」の推進</p>	<p>ハード中心の対策の限界 防災教育などソフト対策の重要性 ⇒「国土強靱化」の取組</p>																				
<table border="1"> <tr><td>死者</td><td>6,434人</td></tr> <tr><td>行方不明者</td><td>3人</td></tr> <tr><td>負傷者</td><td>43,792人</td></tr> <tr><td>全半壊家屋</td><td>249,180棟</td></tr> <tr><td>被害額</td><td>約10兆円</td></tr> </table>	死者	6,434人	行方不明者	3人	負傷者	43,792人	全半壊家屋	249,180棟	被害額	約10兆円	<table border="1"> <tr><td>死者</td><td>19,533人</td></tr> <tr><td>行方不明者</td><td>2,585人</td></tr> <tr><td>負傷者</td><td>6,230人</td></tr> <tr><td>全半壊家屋</td><td>401,928棟</td></tr> <tr><td>被害額</td><td>約17兆円</td></tr> </table>	死者	19,533人	行方不明者	2,585人	負傷者	6,230人	全半壊家屋	401,928棟	被害額	約17兆円
死者	6,434人																				
行方不明者	3人																				
負傷者	43,792人																				
全半壊家屋	249,180棟																				
被害額	約10兆円																				
死者	19,533人																				
行方不明者	2,585人																				
負傷者	6,230人																				
全半壊家屋	401,928棟																				
被害額	約17兆円																				

【参考:「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ】



## 2 計画策定の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国では国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が定められました。

この基本法に基づき、県では、「山梨県強靱化計画」を策定しており、本村においても国や県の計画に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた総合的な取組を推進します。

## 3 基本計画との関係及び計画期間

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、計画策定に当たってはこの点に留意しています。

また、「山梨県強靱化計画」と同様に、本計画の計画期間を5年に設定します。

## 4 SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた取組

SDGsとは、2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さない(leave no one behind)包摂的な社会づくりを誓っています。

本村においても、誰もとり残されない包摂的な地域づくりを村民、事業所、行政が一丸となって進めていく必要があり、最上位計画である「山中湖村第5次長期総合計画」において防災も含めた、各分野でSDGsとの連携が示されていることから、本計画においてもSDGsと連携した施策の取組を推進します。

### 連携する SDGs



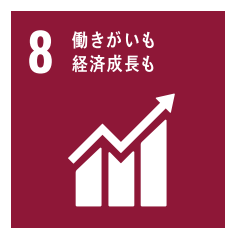
目標3  
保健



目標4  
教育



目標5  
ジェンダー



目標8  
経済成長と雇用



目標9  
インフラ、産業化、  
イノベーション



目標11  
持続可能な都市



目標13  
気候変動



目標17  
実施手段

## 5 起きてはならない最悪の事態

本計画では、本村に甚大な被害をもたらす恐れのある、「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定し、村の実情にあわせた対策を展開します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		3	救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		5	富士山火山噴火、地震等に伴う主要交通路の寸断により、避難できない事態
		6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	1	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は村外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		3	地域交通ネットワークの分断
		4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		2	有害物質の大規模拡散・流出
		3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		2	復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		3	地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## 6 施策の推進

本村では、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定しており、計画全体の施策体系図は次のとおりとなっています。

この施策分野の推進方針によって、国土強靱化に資する施策に取り組んでいきます。

### ～施策体系図～

#### 【国の国土強靱化の4つの基本目標】

##### 基本目標1

人命の保護が最大限図られること

##### 基本目標2

社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

##### 基本目標3

村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

##### 基本目標4

迅速な復旧復興

#### 【事前に備えるべき目標】

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

31の「起きてはならない最悪の事態」

#### 【施策分野】



#### 横断的分野

リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、  
老朽化対策、研究開発